

岐阜県退職公務員連盟

可児支部

- 規約**
- 弔慰及び表彰規定**
- 女性部規約**

岐阜県退職公務員連盟可児支部規約

第1章 名称及び事務所

第1条 本支部は、岐阜県退職公務員連盟可児支部と称し、可児市及び可児郡内在住の次の会員をもって構成する。

1. 正会員（退職公務員並びに扶助料等受給者）
2. 準会員（本会の趣旨に賛同し、将来入会の見込みのある者）
3. 賛助会員（本会の趣旨に賛同する者）

第2条 本支部の事務所は支部長宅に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 本支部は、会員の生活保障の確保を図り、併せて社会福祉の増進に寄与すると共に、会員相互の親睦をもって目的とする。

第4条 本支部は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 会員の恩給年金、又はこれに代わる権益の確保に努めること。
2. 会員の親和共済相扶の増進を図ること。
3. 社会福祉の増進に関する事項。
4. 連盟と緊密な連携を保ち、その事業に協力すること。
5. 会員の長寿と慶弔に関すること。
6. 支部活動の認識と組織の拡大に努めること。
7. その他必要と認める事。

第5条 老人クラブと高齢者による、社会活動の健全な発展とその運営に協力すること。

第3章 会計

第6条 本支部の経費は、会費、寄付金、その他の収入を以てこれに充てる。

第7条 本支部の予算は、毎年会計年度開始前に役員会の決議を経て定める。決算は、年度終了後2ヶ月以内に監事の監査を受け、役員会の承認を求めるものとする。

第4章 役員

- 第8条 本支部に次の役員を置く。
1. •支部長(1名) •副支部長(若干名) •組織部長(1名)
•女性部長(1名)
 2. •庶務係(1名) •会計係(1名)
 3. •監事(2名)
 4. •分会長(市、郡内旧各町地区1名乃至若干名を置く)
- 第9条 正副支部長、監事の選挙は役員会に於いて行う。
庶務、会計は支部長が委嘱する。
支部長は、支部を代表し、支部を統括する。
副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故ある時は代理する。
監事は、会計を監査する。
- 第10条 役員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。
- 第11条 本支部に、役員会の議を経て顧問を置くことができる。

第5章 会議

- 第12条 会議は、総会と役員会とし、支部長がこれを召集する。
総会は、毎年1回これを開き、重要事項の報告、承認、
又は規約の改正等を行う。
役員会は、毎年2回開く。但し必要ある場合は、隨時これを
開くことができる。
- 第13条 役員会に付議すべき事項は、次のとおりである。
- 1.会務報告。
 - 2.予算に関する事項。
 - 3.会費の徴収に関する事項。
 - 4.日本退職公務員連盟並びに本県連盟の活動状況報告。
 - 5.その他重要な事項
- 第14条 臨時緊急を要する事項の審議は、役員会での審議を以って
総会に替えることができる。

第6章 付則

- 第15条 本規約の改正は、総会の決議を要する。
- 第16条 弁憲規定及び本規約に必要な細則は、役員会に於いて定め、
総会の承認を得て施行する。
- 第17条 本規約は、昭和43年10月6日から施行する。
- 第18条 本規約は、平成5年6月25日から施行する。

弔慰及び表彰規定

1. 支部役員を5年以上勤め、その功績顕著な者は、その役員を辞めた時、感謝状及び記念品を贈る。
2. 敬老の日に県連盟より、米寿の寿詞を贈られた会員は、支部に於いても総会に於いて寿詞及び記念品を贈る。なお、89歳以上の会員には、支部総会に於いて長寿を祝し、手みやげを贈る。
3. 会員が死亡した時は、本会より会葬し、香料をおくって弔慰を表する。
(香料は5,000円とする)

※本規約は、昭和63年9月30日から施行する。

※平成21年 6月10日一部改正

岐阜県退職公務員連盟可児支部女性部規約

- 第1条 当女性部は、可児支部に属し、県連女性部と連携を保ち、可児支部女性会員を以て組織する。
- 第2条 当女性部は、可児支部の運動方針に従って活動し、かねて会員相互の親睦を図るをもって目的とする。
- 第3条 当女性部に次の役員を置く。
1. 委員長 (1名)当部の運営に当たる。
 2. 副委員長 (2名)委員長を補佐し、委員長不在の時代行する。
 3. 幹事 (1名)事務、会計を担当する。
 4. 分会委員 (若干名)所属分会内の世話を担当する。
1.2.3.の役員の任期は2年とし、分会委員会の選挙による。
分会委員は、分会より選出し、任期を2年とする。
- 第4条 当女性部の事務所は委員長宅に置く。
- 第5条 当女性部は、次の事業を行う。
1. 未加入者の勧誘と、組織の強化に関する事。
 2. 会員相互の親睦に関する事。
 3. 総会は必要に応じて開き、分会委員会、役員会は年1回乃至2回開き、重要事項を協議する。
- 第6条 経費は、可児支部よりの助成金及び寄付金を以てこれに充てる。
- 第7条 その他必要な細則は、分会委員会にはかって定める。
- 付則 ※この規約は、昭和40年7月25日から施行する。
※平成5年6月25日一部改正